

「科学研究費助成事業－科研費－科学研究費補助金の使用について各研究機関が行うべき事務等」の主な変更点

令和6(2024)年度	令和5(2023)年度
<p>独立行政法人日本学術振興会（以下「日本学術振興会」という。）が取り扱う令和6(2024)年度科学研究費助成事業（科学研究費補助金（「特別推進研究」、「新学術領域研究（研究領域提案型）」、「学術変革領域研究（A）」、「学術変革領域研究（B）」、「基盤研究（S）」、「基盤研究（A）」、「若手研究（A）（平成29(2017)年度以前に採択された研究課題）」、「研究成果公開促進費（学術図書）」及び「研究成果公開促進費（データベース）」）（以下「補助金」という。）の使用について各研究機関が行うべき事務等は次のとおりとする。なお、本規程に定めのない事項については、「研究機関における公的研究費の管理・監査のガイドライン」、「研究活動における不正行為への対応等に関するガイドライン」等を踏まえ、各研究機関が定める規程等に従って適切に行うものとする。</p> <p>1 申請資格の確認 (略)</p> <p>2 研究代表者及び研究分担者との関係に関する定め (略)</p> <p>3 研究機関が行う事務の内容 (略)</p> <p>【使用の制限】 3-11 直接経費は、次の費用として使用しないこと。 ① 建物等の施設に関する経費（直接経費により購入した物品を導入することにより必要となる据付等のための経費を除く。） ② 補助事業遂行中に発生した事故・災害の処理のための経費 ③ 研究代表者又は研究分担者の人件費・謝金 ④ <u>上記のほか</u>、間接経費を使用することが適切な経費 (略)</p> <p>【研究成果報告に係る手続】 3-25 「特別推進研究」、「新学術領域研究（研究領域提案型）」、「学術変革領域研究」、「基盤研究」及び「若手研究」に係る次の手続を行うこと。 (略)</p> <p>② 研究成果報告書等が未提出の場合の取扱い 研究代表者が、科学研究費助成事業の他の補助事業の「研究成果報告書」（様式C-19、様式C-41、様式F-19-1、様式F-19-2）又は「研究経過報告書」（様式C-21、様式C-42、様式F-21）を提出期限までに提出しない場合には、上記報告書を日本学術振興会に提出するまで、研究代表者及び研究分担者が実施する補助事業の</p>	<p>独立行政法人日本学術振興会（以下「日本学術振興会」という。）が取り扱う令和5(2023)年度科学研究費助成事業（科学研究費補助金（「特別推進研究」、「新学術領域研究（研究領域提案型）」、「学術変革領域研究（A）」、「学術変革領域研究（B）」、「基盤研究（S）」、「基盤研究（A）」、「<u>基盤研究（B）（平成27(2015)年度以降に採択された応募区分「特設分野研究」の研究課題を除く。</u>）」、「若手研究（A）（平成29(2017)年度以前に採択された研究課題）」、「研究成果公開促進費（学術図書）」及び「研究成果公開促進費（データベース）」）（以下「補助金」という。）の使用について各研究機関が行うべき事務等は次のとおりとする。なお、本規程に定めのない事項については、「研究機関における公的研究費の管理・監査のガイドライン」、「研究活動における不正行為への対応等に関するガイドライン」等を踏まえ、各研究機関が定める規程等に従って適切に行うものとする。</p> <p>1 申請資格の確認 (略)</p> <p>2 研究代表者及び研究分担者との関係に関する定め (略)</p> <p>3 研究機関が行う事務の内容 (略)</p> <p>【使用の制限】 3-11 直接経費は、次の費用として使用しないこと。 ① 建物等の施設に関する経費（直接経費により購入した物品を導入することにより必要となる据付等のための経費を除く。） ② 補助事業遂行中に発生した事故・災害の処理のための経費 ③ 研究代表者又は研究分担者の人件費・謝金 ④ <u>その他</u>、間接経費を使用することが適切な経費 (略)</p> <p>【研究成果報告に係る手続】 3-25 「特別推進研究」、「新学術領域研究（研究領域提案型）」、「学術変革領域研究」、「基盤研究」及び「若手研究」に係る次の手続を行うこと。 (略)</p> <p>② 研究成果報告書等が未提出の場合の取扱い 研究代表者が、科学研究費助成事業の他の補助事業の「研究成果報告書」（様式C-19、様式C-41、様式F-19-1、様式F-19-2、<u>様式Z-19</u>）又は「研究経過報告書」（様式C-21、様式C-42、様式F-21、<u>様式Z-21</u>）を提出期限までに提出しない場合には、上記報告書を日本学術振興会に提出するまで、研究代表者及び研究</p>

<p>執行を停止すること（文部科学省又は日本学術振興会が別に指示した場合は、その指示に従うこと。）。</p> <p>研究分担者が、科学研究費助成事業の他の補助事業の「研究成果報告書」（様式C-19、様式C-41、様式F-19-1、様式F-19-2）又は「研究経過報告書」（様式C-21、様式C-42、様式F-21）を提出期限までに提出しない場合には、上記報告書を日本学術振興会に提出するまで、研究分担者が実施する補助事業の執行を停止すること（文部科学省又は日本学術振興会が別に指示した場合は、その指示に従うこと。）。</p>	<p>分担者が実施する補助事業の執行を停止すること（文部科学省又は日本学術振興会が別に指示した場合は、その指示に従うこと。）。</p> <p>研究分担者が、科学研究費助成事業の他の補助事業の「研究成果報告書」（様式C-19、様式C-41、様式F-19-1、様式F-19-2、<u>様式Z-19</u>）又は「研究経過報告書」（様式C-21、様式C-42、様式F-21、<u>様式Z-21</u>）を提出期限までに提出しない場合には、上記報告書を日本学術振興会に提出するまで、研究分担者が実施する補助事業の執行を停止すること（文部科学省又は日本学術振興会が別に指示した場合は、その指示に従うこと。）。</p>
(略)	(略)
4 適正な使用の確保	4 適正な使用の確保
(略)	(略)
5 研究活動における不正行為への対応	5 研究活動における不正行為への対応
(略)	(略)
6 コンプライアンス教育及び研究倫理教育の実施等	6 コンプライアンス教育及び研究倫理教育の実施等
(略)	(略)
7 その他	7 その他
(略)	(略)